

○追手門学院大学教育研究業績評価実施要項

2009年10月26日

制定

(趣旨)

第1条 この要項は、追手門学院大学教育研究業績評価実施規程(以下「評価規程」という。)に基づき、教育研究業績評価の適切な実施に関し、必要な事項を定める。

(評価の実施体制)

第2条 教育研究業績評価の実施については、評価規程第5条に規定される、全学教員評価委員会(以下「委員会」という。)が行う。

(評価領域等の設定)

第3条 評価領域等は、次のとおりとする。

(1) 評価領域

評価規程第7条に定める教育活動、研究活動、社会貢献活動及びその他活動の4領域とする。

(2) 重み付け

重み付けは、評価領域ごとに別表のとおりとする。その設定については、所属の学部長又は副学長(以下「学部長等」という。)と協議のうえ行う。

(3) 評価実施単位

実施単位は、教員が所属する学部、共通教育機構及びその他の研究所・センターとし、評価実施単位ごとの評価結果の取りまとめは、学部長等が行う。

(4) 評価項目

評価項目は、「教員人事評価評定書」(所定の様式)及び「教育研究業績評価票」(所定の様式)において、領域ごとに設定し、総合的に評価する。

(評価対象期間)

第4条 教育研究業績評価の評価対象期間は、次のとおりとする。

(1) 教育活動 当該年度

(2) 研究活動 過去3年間(年度単位)

研究活動のみ1月1日から12月31日までを評価対象期間とする。

(3) 社会貢献活動 当該年度

(4) その他活動 当該年度

(評価の実施)

第5条 評価の実施については次のとおりとする。

- (1) 評価の対象となる教員は、教育研究活動等の状況と実績について、毎年、以下に掲げる評価に関する資料を作成し、所定の期日までに学部長等に提出する。

教員人事評価評定書

教育研究業績評価票

- (2) 各教員は、「教員人事評価評定書」にて、4月1日から翌年3月31日までの1年間の教育活動目標を設定する。目標設定は、毎年度4月に行う。

- (3) 各教員は、当該年度末に「教員人事評価評定書」に、達成状況、成果と改善に向けての今後の目標を記入して、学部長等に提出する。

- (4) 各教員は、毎年、教育研究業績データベースに自己の教育研究活動状況を入力するとともに、その入力情報に基づき、「教育研究業績評価票」を作成する。

教育研究業績データベースの入力情報の根拠資料として刊行物等を提出させる場合がある。

- (5) 学部長等は、領域別評価及び総合評価を行う。

- (6) 学部長等は、教員から提出された資料に基づき、4領域における活動状況を公平かつ客観的に評価し、評価結果を速やかに委員会に提出する。

- (7) 学長は、学部長等の評価を踏まえ、委員会の議を経て、各教員の評価を決定する。

(評価の公表)

第6条 教育研究業績評価の結果は、本学全体として集計したものを大学教育研究評議会に報告し、翌年度の7月までに公表する。

2 公表の対象年度は、前年度分とする。

(事務の所管)

第7条 この要項に関する事務は、学事課の所管とする。

(要項の改廃)

第8条 この要項の改廃は、委員会の意見を聞き、大学教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

附則

この要項は、2010年4月1日から施行する。

附則

この要項は、2011年4月1日から施行する。

附則

この要項は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、2018年10月1日から施行する。附 則

1 この要項は、2020年4月1日から施行する。

2 第4条の評価対象期間について、2020年度に限り2019年度及び2020年度を評価対象期間とする。

間とする。

附 則

この要項は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、2020年9月1日から施行する。

附 則

この要項は、2022年4月1日から施行する。

別表

第3条第1項第2号の「重み付け」は、次のとおりとする。

なお、5%刻みで設定する。

評価領域	
教育活動	35%-45%
研究活動	35%-45%
社会貢献活動	10%-20%
その他活動	10%-20%